

## 鈴川小学校いじめ防止対策基本方針

### はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「いじめ防止対策基本方針」を策定する。

#### 「いじめ防止に向けた基本的な姿勢」

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 児童、教職員の人権感覚を高める。
- 児童同士、児童と職員の校内における温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめについて保護者・地域・関係機関との連携を深める。

### 1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止対策推進法第2条＞

具体的な例を挙げると、以下の態様が考えられる。

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団によって無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

### 2 いじめの未然防止

日常の教育活動において、我々職員が「いじめを絶対許さない」「いじめを起こさせない」という確固たる考えを持ち、その姿勢を見せることで、児童が安心して学校生活をおくれるものとする。

#### (1) 教育活動

- ①児童一人一人が認められ、お互いを仲間として大切にしたい、学級の一員として自覚できるよう学級づくりに取り組む。
- ②学習規律や校内生活のきまり等、学校や学級のルールを守るという規範意識の醸成に努める。
- ③基礎学習の時間等を通して学習の基礎・基本の定着を図り、個々に対応した授業に取り組むことにより、児童の学習に対しての達成感や成就感、自己存在感に繋げる。

- ④思いやりの心や児童1人1人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを、道徳の時間や全教育活動を通して育む。
- ⑤「朝読書」「家読書」「本の読み聞かせ」の取組など、本に親しむ活動を通して「豊かな心の育成」の醸成に努める。
- ⑥学級・児童会活動を通して、自分たちが諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度の育成に努める。
- ⑦「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、さまざまな活動の中で指導していく。
- ⑧見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導していく。また、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

## (2) 児童理解・研修

- ①休み時間等の児童とのふれ合いや何気ない会話等を大切にし、児童1人1人の様子を観察していく。
- ②児童に対する計画的なアンケートや教育相談を実施する(年2回)。また、職員間で日常的に情報交流をすることで実態把握や課題について共有し、共通した指導をしていくようにする。
- ③いじめの構造や対処の仕方等についての理解を深め、職員1人1人が人権感覚を磨き、自己の言動を振り返られるようにする。

## (3) 家庭・地域との連携

- ①家庭や地域への啓発により、児童の発するサインに気づいたら、学校に相談することの重要性を伝え、情報収集や未然防止に役立てる。
- ②いじめの問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めていくことが重要であることを、学校便り、PTAの諸会議、学校評議員会等で伝え、理解と協力をお願いしていく。

# 3 早期発見・早期対応

いじめ問題のポイントは、「早期発見」「早期対応」である。そのためには、日常の児童とのふれ合いが大切であり、その中から児童の変化のサインを見逃さないことが重要である。決して1人で抱え込むことなく、組織的な体制での対応が重要である。

いじめを認知したときは、その場でいじめを止めるとともに、関わる児童に適切な対応をとる必要がある。同時に、生徒指導担当や管理職に連絡・報告する。「いじめは絶対に許さない」姿勢を持って、対応することが重要である。

## (1) 早期発見

- ①日常的に児童とのふれ合いを大切にし、日常的に児童の様子を把握する。また、休み時間等の声かけ等に努め、相談しやすい環境をつくっていく。
- ②日常の観察だけでなく、定期的にアンケートを実施したり教育相談を実施し、児童の悩み等に対応していく。
- ③職員会議や校内研修の学級の実態交流や児童交流を通して、情報を共有し、共通指導に繋げる。

- ④保護者会やPTAの諸会議、地域の役員会等で情報交流を行い、いじめの早期発見に努める。
- ⑤様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。

## (2) 早期対応

- ①問題が発生した場合は、早急に事実関係を把握する。
- ②組織的な体制で事実関係を集約し、早急に対応策を協議する。
- ③全職員に対して事実関係等を周知する。
- ④いじめを受けた児童には、安心感を与える。
- ⑤いじめた児童に対し、重大さを認識させ、即時やめさせるよう指導する。また、いじめた理由等、気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ⑥保護者に対し事実関係を正確に伝え、学校と家庭での指導について連携して進めていくことを確認する。指導については学級担任1人ではなく複数で対応する。
- ⑦再発防止策を全校同一歩調で進める。必要に応じ、全校朝会等も活用する。
- ⑧面談や指導については必ず記録しておく。
- ⑨担任をはじめ全職員で経過観察し、児童に変化等があれば早急に対応する。
- ⑩経過や結果について教育委員会に報告し、連携を図る。

## 4 重大事態への対応

重大事態とは、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、及び相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合をいう。

<いじめ防止対策推進法第28条>

### (1) 重大事態が発生した場合の措置

- ①発生の旨を教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、対処する組織を設置する。必要に応じて専門的な知識のある第三者を加える。
- ③事実関係を明確にするために聞き取りやアンケートを実施する等、適切な方法により調査を行う。
- ④いじめを受けた児童・保護者に対して、個人情報に留意し必要な情報を提供する。

## 5 組織

事案が発生した場合は、担任1人が対応にあたるのではなく、組織的に対応していくことが重要である。そのために、その中核となる「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- (1) いじめ対策委員会の構成は全教職員とし、必要に応じて保健師、人権擁護委員、警察関係者等の専門家を加える。
- (2) 児童の相談等の対応については、担任、生徒指導担当を中心に行う。事実関係の把握や関係する児童、保護者への対応を協議し、情報を共有する。
- (3) 事実関係や指導方針の共通理解、共通認識を図り、全職員で対応していく。

## 6 いじめ対応の流れ

